



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則（文化振興課）…………… 1

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 3
- 民有保安林の指定・3件（森林管理課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課）…………… 4
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所）…………… 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（中部土木事務所）…………… 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所）…………… 6
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件（宮古土木事務所）…………… 6

公 告

- 団体営土地改良事業の工事完了の届出（村づくり計画課）…………… 7
- 県営土地改良事業の工事の完了（村づくり計画課）…………… 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 7

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立中部病院）…………… 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院）…………… 9

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 11
- 不在者投票を行うことができる施設の指定…………… 12

規 則

琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則をここに公布する。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第79号

琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則

琉球歴史文化の日条例（令和3年沖縄県条例第13号）第5条の規則で定める公の施設は次の表の左欄に掲げる公の施設とし、同条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は同表の右欄に定める使用料又は利用に係る料金（利用料金にあっては、琉球歴史文化の日の趣旨にふさわしい催物として知事が認めるものに利用する場合に限る。）とする。

公の施設	使用料又は利用に係る料金
沖縄県総合運動公園	沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第1項に規定する利用料金（陸上競技場、補助競技場、蹴球場、体育館及び屋内運動場に係るもの（照明設備、大型映像装置及びシャワーに係るものを除く。）に限る。）

沖縄県平和創造の森公園	沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第14条第1項に規定する利用料金（多目的広場に係るものに限る。）
沖縄県平和祈念資料館	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第5条第1項に規定する観覧料
沖縄県総合福祉センター	沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第14条第1項に規定する利用料金（介護実習室及びボランティア室並びに附属設備に係るものを除く。）
奥武山総合運動場	沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第1項に規定する利用料金（奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場及び武道館の専用利用に係るもの（施設設備、用具及び冷房に係るものを除く。）に限る。）
沖縄県男女共同参画センター	沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第14条第1項に規定する利用料金（特別会議室及びフィットネスルーム並びに附属設備に係るものを除く。）
沖縄コンベンションセンター	沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第1項に規定する利用料金（附属設備に係るものを除く。）
万国津梁館	万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第15条第1項に規定する利用料金（貴賓室及び附属設備に係るものを除く。）
沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第1項に規定する観覧料（常設展に係るものに限る。）及び同条例第19条第1項に規定する利用料金（企画展示室、特別展示室、企画展示室1及び企画展示室2並びに附属設備に係るものを除く。）
沖縄空手会館	沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）第15条第1項に規定する利用料金（シャワールーム及び附属設備に係るものを除く。）及び同条例第21条1項に規定する観覧料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第464号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
大浜第一病院	那覇市字天久1000番地	医療法人おもと会	令和3年10月7日	令和6年10月6日

沖縄県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村地内（瀬名波地区）
 - 2 公共測量を実施する期間 令和3年10月1日から令和4年3月7日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市地内（伊野田北地区）
 - 2 公共測量を実施する期間 令和3年10月4日から令和4年3月3日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 南大東村字南地内（城間第2地区）
 - 2 公共測量を実施した期間 令和3年5月24日から同年9月20日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 名護市字大浦浦富72番（次の図に示す部分に限る。）、68番2、86番1、114番
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
-

沖縄県告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 国頭郡本部町字瀬底真太原1783番1、1783番2
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 島尻郡伊是名村宇内花イシジュムイ原3974番2、3974番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第355号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・19号二中北通り線
- 3 事業施行期間 平成19年5月22日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第34号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名28号宮里大南線
- 3 事業施行期間 平成28年1月26日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和3年10月8日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 22号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	北中城村字島袋1429番1から 北中城村字島袋1430番2まで	12.0m ～ 14.6m	27.5m
新	北中城村字島袋1429番1から 北中城村字島袋1430番2まで	12.0m ～ 13.4m	27.5m

沖縄県告示第474号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県北部土木事務所長 桃 原 一 郎

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年9月10日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字宇茂佐志味屋原1750番39
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.90メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第475号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年8月10日

3 指定に係る道路の位置 北中城村字島袋上原705番18

4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長 27.23メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第476号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日 令和3年8月31日

3 指定に係る道路の位置 読谷村字瀬名波川平原799番5及び799番5地先

4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長 34.53メートル
- (2) 幅員 4.50メートル

沖縄県告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日 令和3年8月6日

3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字船越中川田原986番23及び986番24

4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長 39.00メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第478号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県宮古土木事務所長 金 城 盛 康

1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日 令和3年8月10日

3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根竹原731番13、731番14、731番16、731番42及び731番44

4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長 56.41メートル
- (2) 幅員 6.13メートル～8.13メートル

沖縄県告示第479号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県宮古土木事務所長 金城盛康

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年8月13日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根竹原701番16、702番4、703番1及び715番16
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 36.63メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第480号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県宮古土木事務所長 金城盛康

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年9月3日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字西仲宗根竹原537番7及び537番14
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 127.37メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル～6.05メートル

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり団体営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉城康裕

土地改良事業の名称	事業主体	完了年月日
座原地区沖縄振興公共投資交付金（農山漁村活性化対策整備事業に関する事業）	石垣島土地改良区	令和2年12月21日

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉城康裕

土地改良事業の名称	完了年月日
川平第2地区農地保全整備事業	令和2年12月3日
西新生地区水利施設整備事業（補助金事業）	令和3年4月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8

条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 パースデイ・シャンプル八重山ファッションモール店 石垣市宇大浜南大浜428番5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 代表取締役 鈴木誠
- 3 法第8条第1項の規定による石垣市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年10月8日から同年11月8日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年10月8日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 調達する物品等の種類 人工心肺装置
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和3年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 過去2年間に、調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し、2件以上の実績を有する者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 過去2年間に、調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し、2件以上の実績を有することを証する書類
 - キ その他入札説明書に定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立中部病院設備・調達課 〒904-2293 うるま市宇宮里281番地 電話番号098-973-4111 E-mail:xx031112@pref.okinawa.lg.jp
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和3年11月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立中部病院が実施する人工心肺装置に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年10月8日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 人工心肺装置 一式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 令和4年3月31日
(4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和3年10月8日付け沖縄県公報定期第4974号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による人工心肺装置に係る入札参加資格を有すると認められた者
(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県立中部病院ホームページ（<https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/departments/setsubi/>）から様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和3年11月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 沖縄県立中部病院設備・調達課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和3年11月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和3年11月22日（月曜日）午前11時

- (2) 場所 沖縄県立中部病院第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年11月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立中部病院設備・調達課
- (2) 所在地 〒904-2293 うるま市字宮里281番地
- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和3年11月22日（月曜日）午前9時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Cardio Pulmonary Bypass 1 set

(2) DELIVERY PERIOD

The date in March 31, 2022 designated by Okinawa Prefectural Chubu Hospital

(3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS

5:00 p.m. November 18, 2021

(4) DATE AND TIME FOR BIDS

11:00 a.m. November 22, 2021

(5) CONTACT

Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital

281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293 Japan

Telephone 098-973-4111

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和3年沖縄県選挙管理委員会告示第9号は、廃止する。

令和3年10月8日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,474
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,708
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,757
うるま市選挙区	32,960
沖縄市選挙区	37,401
宜野湾市選挙区	26,193
浦添市選挙区	30,480
那覇市・南部離島選挙区	89,434
豊見城市選挙区	16,876
島尻・南城市選挙区	35,517
糸満市選挙区	16,100
宮古島市選挙区	15,187
石垣市選挙区	14,672
国頭郡選挙区	18,141
中頭郡選挙区	41,506

沖縄県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

令和3年10月8日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
医療法人晴明会糸満晴明病院	糸満市字大度520番地	令和3年9月17日
介護老人保健施設シルバーケア悠悠	宮古島市下地字嘉手苺660番地1	令和3年9月17日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---